

3 高等学校 ホームルーム活動指導案

1 題材 「いろいろな人の立場で考えよう」

内容 (2) イ 自己及び他者の個性の理解と尊重

ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任

2 題材設定の理由

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)の施行により、障害者の権利や雇用、社会的な障壁について関心が高まっている。「平成29年版 障害者白書」(内閣府)によると、身体障害者392万2千人、知的障害者74万1千人、精神障害者392万4千人と総人口における障害者の割合はおよそ6.7%と決して少なくない状況である。また、少子化に伴い学校における生徒数の減少に関わらず、特別支援学校・特別支援学級における生徒数は増加傾向にある。このような状況の中で、近年、共生社会(障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会)の実現が求められており、相手の立場に立ち物事を考える、相手の気持ちを考え行動することができる人材の育成が必要である。そのような社会の形成を担う人材を育成する機会と捉え、本題材を設定した。

3 指導のねらい

- (1) 生徒それぞれが他者を理解し、個々の違いを認め、尊重することができるようにする。
- (2) 相手の立場を理解し、相手の視点から考え、行動することができるような態度を育成する。

4 評価規準(平成33年度までの観点を示しています)

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
自他の考えを尊重し、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現について考えようとしている。	共生社会を実現するために、自分にできることを考え、判断し、実践しようとしている。	「障害者差別解消法」を学び、共生社会や合理的配慮の提供について理解している。

5 人権教育上のねらい(障害のある人)

「障害者差別解消法」を学び、「共生社会」や「合理的配慮の提供」について深く理解し、共生社会(障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会)を形成する一員としての自覚をもち、行動しようとする態度を育てる。

6 人権教育上の視点

- (1) 「障害者差別解消法」についての知識を獲得し、共生社会や合理的配慮の提供について理解している。 (知識)
- (2) 共生社会の実現を担う一員として、障害の有無に関わらず自らの問題として捉え、考えようとしている。 (価値・態度)
- (3) 障害のある人の立場に共感し、相手が求めていることを考えることができる。 (技能)

7 展開 (1時間扱い)

◎人権教育上の配慮

段階	学習活動 (○主な発問)	・指導上の留意点 ☆目指す生徒の姿(観点)【評価方法】	資料等	時間
導入	1 イラストを見て、何に見えるかを考え、発表する。 ○どのような絵に見えますか。	・イラストを見る焦点・角度を変えると見えるものが異なる体験をすることで、様々な視点や立場から見ることの大切さに気付くことができるようにする。	資料1	5分
展開	2 本時の課題を知る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">いろいろな人の立場で考えよう。</div>			35分
	3 人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」のエピソードを読み、ワークシートに記入する。 ○ポスターのエピソードを読み、また店の外観を見て感じ(考え)たことを、ワークシートにまとめよう。	・ワークシートに記入することで、立場の違いによって、感じ(考え)方が異なることに気付くことができるようにする。 ◎障害のある人が抱える社会的な障壁について理解することができるように、机間指導を行う。 (知識)	資料2 ワークシート1	
展開	4 グループや全体で、車イスのエピソードの「親友」、「私」、「店の人」の立場で感じた(考えた)ことを発表する。 ○グループ内で自分の感じた(考えた)ことを発表しよう。 ○グループの意見をまとめ、代表者は発表しよう。	・グループでの意見交換や全体で発表することで、立場の違いによって、感じ(考え)方が異なることを実感できるようにする。 ☆自他の考えを尊重し、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現について考えようとしている。 (関心・意欲・態度)【発言】		

<p>展 開</p>	<p>5 「障害者差別解消法」に関するリーフレットを読み、「共生社会」、「合理的配慮の提供」について考える。</p> <p>○「共生社会」とはどのような社会なのか、リーフレットから抜き出して、ワークシートにまとめよう。</p> <p>○エピソードの場面において、「私」が提供を求めることができる「合理的配慮」と、「店の人」が求められる対応について、ワークシートにまとめよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットを読み、ワークシートに記入することで、「共生社会」、「合理的配慮の提供」について考えられるようにする。 ※「共生社会」とは、「障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会」のことである。 ☆障害者差別解消法を学び、共生社会や合理的配慮の提供について理解している。(知識・理解)【記述】 ◎障害のある人の立場に共感し、相手が求めていることを考えることができるように、補助発問を行う。(技能) 	<p>資料3 ワークシート1</p>	
<p>終 末</p>	<p>6 本時の活動を振り返り、共生社会を実現するために、自分ができる身近なことを考える。</p> <p>○共生社会の実現のために、今からあなたができること、やらなくてはならないことを、ワークシートにまとめよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワークシートに記入することで、共生社会を実現するために、自分ができることを考え、判断できるようにする。 ☆共生社会を実現するために、自分ができることを考え、判断し、実践しようとしている。(思考・判断・実践)【記述】 ◎共生社会の実現のために、障害の有無に関わらず自らの問題として捉え、考えることができるように、机間指導や補助発問を行う。(価値・態度) 	<p>ワークシート1</p>	<p>10 分</p>

〈補足説明〉

資料2（平成27年度愛知県人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」）の風景写真の部分にある「しわ」に注目する生徒がいるかもしれません。この「しわ」の意味について、愛知県県民生活部県民総務課人権推進室は、以下のように説明しています。

住む街の風景、登校時の風景、家の中の風景など私たちにとっては何げない風景も、その場所で人権を侵害されている方にとっては、耐えられない風景、もう見たくない風景だと考えられます。

今回のビジュアルでは、被害者が毎日目にしているこのような風景を、紙きれのようにクシャクシャに描くことで、日々の苦しみ、人権侵害の重みを強調しています。

授業においては、こうした意見を取り上げるなど、生徒の気づきを大切にすることも重要です。

8 板書計画

※ **ゴシック体**は、予想される生徒の発言等です。

課題 いろいろな人の立場で考えよう

平成27年度
愛知県人権啓発
ポスター
「車イス、
4750日目。」

◎人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」から考えよう

- 「親友」の立場 … 「迷惑がかかる」なんてひどい言葉だ
- 「私」の立場 … 入り口の段差のために自分だけでは入れない
- 「店の人」の立場 … 人手が足りず対応できない
⇒ それぞれの立場によって、考え方が違う

◎「障害者差別解消法」について

- 「共生社会」とは ・障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会。
- 「合理的配慮の提供」について
 - ☆「障害のある人」 ・社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求める。
(例)「入り口に段差があるので車イスを押してほしい」
 - ☆「事業者（お店の人など）」
 - ・負担が重すぎない範囲で対応に努めること。
 - ・重すぎる負担がある時でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めること。
(例)店内までは付添いの人に車イスを押してもらい、店内では車イスが通れるようにテーブルを動かしたり、食事のしやすい広めのテーブルを用意したりする。

◎共生社会の実現のために、今からあなたができることは

- ・「障害者差別解消法」の内容を、なるべく多くの人に伝えたい。
- ・支援を必要としている人がいた時は、率先して自分に出来る支援を行いたい。
- ・自分が事業者（店の人）の立場になった時、障害のある人の求めに対して、出来る限り対応するようにしたい。
- ・自分が店を経営するときには、入り口の段差をなくしたり、車イスが通りやすい機の配置をしたするなど、障害のある人にもない人にも居心地のよい店にしたい。

9 添付資料

ワークシート1 いろいろな人の立場で考えよう（1時間扱い用）P. 25

ワークシート2 いろいろな人の立場で考えよう（2時間扱い用）P. 26, 27

資料1 イラスト「どのような絵に見えますか」P. 28

「ルビンの壺」



「壺」
または、
「向き合った人の横顔」
に見えます。

「妻と義母」



「首飾りをつけた女性の横顔」
または、
「年老いた女性の顔」
に見えます。

資料2 平成27年度 愛知県人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」（愛知県）P. 29

資料3 「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府）P. 30

参考（2時間扱いの授業例）

【展開・学習活動（○主な発問）】

※ 導入・終末及び展開・指導上の留意点等は省略しています。

※ **ゴシック体**の学習活動が1時間扱いの授業と違う活動となっています。

- 1 イラストを見て、何に見えるかを、考え発表する。
- 2 本時の課題を知る。 いろいろな人の立場で考えよう
- 3 **人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」のエピソードを読み、ワークシート2に記入する。【個人活動①】**
 - ポスターのエピソードを読み、また店の外観を見て感じたことを、ワークシートにまとめよう。
- 4 **各グループで「親友」「私」「店の人」「店の客」のそれぞれの立場で考えたことを話し合い、各グループで話し合った内容を発表する。【グループ活動①+全体発表】**

〈グループ活動①の構成〉

Aグループ：「親友」の立場から考えるグループ

Bグループ：「私」の立場から考えるグループ

Cグループ：「店の人」の立場から考えるグループ

Dグループ：「店の客」の立場から考えるグループ

- グループ内で自分の感じたこと、考えたことを発表しよう。
- グループの意見をまとめ、代表者は発表しよう。

- 5 **「障害者差別解消法」に関するリーフレットを読み、「共生社会」「合理的配慮の提供」について考える。【個人活動②】**

- 「共生社会」とはどのような社会なのか、リーフレットから抜き出して、ワークシートにまとめよう。
- 「障害のある人」が「事業者」に提供を求める「合理的配慮」とはどのようなこなのか、リーフレットから抜き出して、ワークシートにまとめよう。

各グループで話し合った内容を発表する。【グループ活動②+全体発表】

〈グループ活動①の構成〉

□A1・A2・A3・A4

□B1・B2・B3・B4

□C1・C2・C3・C4

□D1・D2・D3・D4

再構成 →

[グループ活動②の構成]

□A1・B1・C1・D1

□A2・B2・C2・D2

□A3・B3・C3・D3

□A4・B4・C4・D4

- エピソードの場面において、「私」が提供を求めることができる「合理的配慮」、「店の人」が求められる対応について話し合いましょう。
- エピソードの場面において、あなたが「親友」、「店の客」であった場合、どのような行動をとるべきか話し合いましょう。
- グループの意見をまとめ、代表者は発表しよう。

参考（2時間扱いの授業例）

【板書計画】

※ **ゴシック体**は、予想される生徒の発言等です。

※ 点線で囲まれている箇所が、1時間扱いの授業と違う活動となっています。

課題 いろいろな人の立場で考えよう

平成27年度
愛知県人権啓発
ポスター
「車イス、
4750日目。」

◎人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」から考えよう

- 「親友」の立場 … 「迷惑がかかる」なんてひどい言葉だ
- 「私」の立場 … 入り口の段差のために自分だけでは入れない
- 「店の人」の立場 … 人手が足りず対応できない
⇒ それぞれの立場によって、考え方が違う

◎「障害者差別解消法」について

- 「共生社会」とは ・障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会。
- 「合理的配慮の提供」について
☆「障害のある人」 ・社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求める。
(例)「入り口に段差があるので車イスを押してほしい」
☆「事業者（お店の人など）」

- ・負担が重すぎない範囲で対応に努めること。
- ・重すぎる負担がある時でも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めること。
(例) 店内までは付添いの人に車イスを押してもらい、店内では車イスが通れるようにテーブルを動かしたり、食事のしやすい広めのテーブルを用意したりする。

☆「周囲の人（友達・店の客等）」

- ・「事業者（店の人）」に対して、付添いをしている障害のある人への「合理的配慮の提供」を求める。
- ・車イスが通りやすいようにテーブルを動かしたり、食事のしやすい席を譲ったりするなど、自分だけでなく店内の全ての人が気持ちよく食事を楽しめるよう行動する。

◎共生社会の実現のために、今からあなたができることは

- ・「障害者差別解消法」の内容を、なるべく多くの人に伝えたい。
- ・支援を必要としている人がいた時は、率先して自分に出来る支援を行いたい。
- ・自分が事業者（店の人）の立場になった時、障害のある人の求めに対して、出来る限り対応するようにしたい。
- ・自分が店を経営するときには、入り口の段差をなくしたり、車イスが通りやすい機の配置をしたするなど、障害のある人にもない人にも居心地のよい店にしたい。

いろいろな人の立場で考えよう

年 組 番 氏名

- 1 人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」を読んで、
○あなたがこのエピソードの「親友」だったら、どのように感じますか。

○あなたがこのエピソードの「私」だったら、どのように感じますか。

○このエピソードの「お店の人」は、なぜこのようなことを言ったと思いますか。
- 2 「共生社会」とはどのような社会なのか、リーフレットから書き出してみましょう。
- 3 このエピソードの場面において、
○「私」が提供を求めることができる「合理的配慮」とは、どのようなことですか。

○「お店の人」に求められる対応とは、どのようなことですか。
- 4 共生社会の実現のために、今からあなたができること、やらなくてはならないことは何だと思いますか。

いろいろな人の立場で考えよう

年 組 番 氏名

1 人権啓発ポスター「車イス、4750日目。」を読んで、

○あなたがこのエピソードの「親友」だったら、どのように感じますか。

○あなたがこのエピソードの「私」だったら、どのように感じますか。

○このエピソードの「お店の人」は、なぜこのようなことを言ったと思いますか。

2 「共生社会」とはどのような社会なのか、リーフレットから書き出してみましよう。

3 「障害のある人」が「事業者」に提供を求める「合理的配慮」とはどのようなことなのか、リーフレットから書き出してみましよう。

4 このエピソードの場面において、

○「私」が提供を求めることができる「合理的配慮」とは、具体的にどのようなことですか。

○「お店の人」に求められる対応とは、具体的にどのようなことですか。

○あなたが、「親友」や「お店の客」の場合、どのようなことをすべきですか。

5 共生社会の実現のために、今からあなたができること、やらなくてはならないことは何だと思いますか。

どのような絵に見えますか

資料 1



「ルビンの壺」
エドガー・J・ルビン (1887 - 1962)



「妻と義母」
ウィリアム・E・ヒル (1886 - 1951)



車イス、 4750日目。

久しぶりに親友とランチに行きました。

おいしいパスタが食べたいと言ったら、

親友がおすすめのところに

連れていってくれました。

でもそのお店には、入れませんでした。

まわりのお客さんに

迷惑がかかると言われました。

親友はすごく怒っていました。

そして私に何度も何度も、

謝っていました。

私が車イスでなければ、

きっと今日は、

楽しい一日になっていたなと思いました。

今日も、

人が苦しんでいる。

人が苦しめている。

障がいのある人の人権問題を、ともに考えよう。

内閣府

ごう り てき はい りよ

「合理的配慮」を知っていますか？

障害者差別解消法[※]により、障害のある方への「合理的配慮」などが求められています！！

(注)正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。

きょう せい しゃ かい じつ げん

「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切にあり、かけがえないものです。ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人となない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み出していただくことを願っています。

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

障害者差別解消法では何が求められるのですか？

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき[※]に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 悪徳（手紙を盗む）、高字、拡大文字、盲版、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、紙幣など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもちていることだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や気分感情障害のある人も含まれます）、その他の心や体のほたらきに障害（健常）に起因する障害も含まれます。障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な困難を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

ふ とう さ べつ てき とり あつか

不当な差別的取扱いは禁止されています！

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

ごう り てき はい りよ

合理的配慮が求められています！

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

出典：「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府）